

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊の見られる高齢者を介護している家族に対し、負担の軽減を図るため、徘徊した場合にその居場所を家族等に伝え、事故の防止を図れるよう、早期に発見できるシステムの活用を検討します。

町民福祉手当の支給

おおむね65歳以上の寝たきり老人や重度心身障害（児）者を現に介護している町内に居住する介護者に対し、日頃の介護に対する慰労をねぎらうため、町民福祉手当を支給します。

④権利擁護と成年後見制度利用支援

痴呆性高齢者をはじめとする判断能力の不十分な人が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けることができるようにするため、ホームヘルパーなどを派遣し、福祉サービスなどの利用援助や日常生活に関する金銭管理サービス等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。

また、成年後見制度についても、町民にわかりやすく制度について案内するとともに、司法書士や鹿児島成年後見センター等と連携し、利用したくても利用できない人への支援に積極的に取り組みます。

3. 地域ケア体制の構築

地域で安心して暮していくために、相談からサービス提供、そしてサービスの評価に至る過程が効率的に行われるよう、様々な機関・団体、さらにはボランティアが有機的に連携し、地域全体が高齢者やその家族を支え、必要なときに適切な対応ができる地域ケア体制づくりを推進します。

①在宅介護支援センターの充実

申良町では、介護サービスと生活支援・介護予防事業の適切な提供と各関係機関との連携を含めた総合調整を図れる地域ケア体制を創り上げる中核として、基幹型在宅介護支援センターを設置しています。

基幹型在宅介護センターは、在宅の要援護高齢者に対して適切な介護サービス及び生活支援・介護予防事業を提供するため、地域型在宅介護支援センターとの連携、介護・保健・福祉サービス情報の収集と提供、サービス提供機関相互の調整、サービス提供機関に対する指導を行っています。今後も高齢者を地域全体で支えられるよう、体制を充実する必要があります。

このため、在宅介護支援センターを中心として、住民ボランティアなどによるサービスも含めた多様なサービス提供主体や関係機関との連絡調整及び相談や情報の提供体制を整備するとともに、高齢者が身近な地域で必要なサービスを円滑に利用できるよう在宅介護支援センターの充実に努めます。

②サービス情報提供の充実

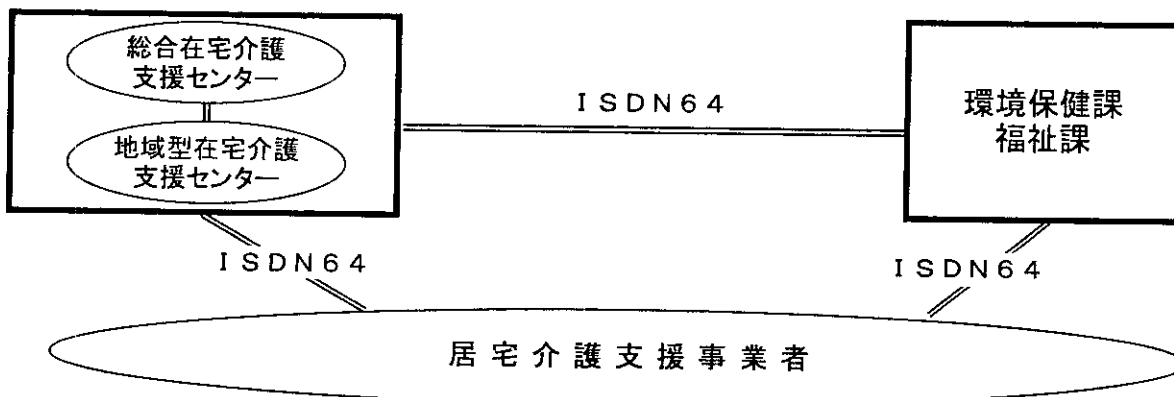
介護保険制度や介護保険対象外サービス制度の周知について、広報誌やパンフレット、ホームページなどによる広報活動とともに、地域の老人クラブや各種の会合に参加し制度の周知に努めます。また、利用者がニーズに合ったサービスを選択できるための情報提供として、福祉の便利帳を発行し配布するとともに、要援護高齢者自らの情報を入手困難とされる人が多い現状を踏まえ、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、介護支援員などの協力を得ながら、地域に密着した周知活動を行っていくなど情報提供の充実に努めます。

③地域ケアの質の向上確保

高齢者が自分の意志に即して日常生活を維持し、さらにQOL（生活の質）の向上が図られるよう、ケアマネジャーをはじめ各種福祉サービス提供者の育成を行うほか、ホームヘルパーの技能の向上を図るため、スキルアップ研修の実施など、積極的なサービスの質の向上に努めます。また、利用者にとって望ましいサービスの提供方法について検討するとともに、事業従事者間の保健福祉サービス事業連絡会を発足させ、連携促進に努めます。

さらに、サービス担当者会議の開催を充実し、適切な支援計画の作成に努めるとともに、利用者の疑問や不安を取り除くため、定期的な相談員などの派遣を検討します。

地域ケアネットワーク体系



④総合相談体制の充実

介護保険をはじめ、高齢者福祉全般に関して、役場内の一つの窓口で相談ができるよう、相談窓口の一元化を図っていく必要があります。また、役場だけでなく、在宅介護支援センター、保健センター等が連携を図り、それぞれにおいて、介護保険制度に関する情報の提供、法的手続きなどに関する相談にも応じられるような体制の確立に努めます。

このため、平成15年度から相談室を設置し、一時的な福祉・保健分野の総合相談窓口として各種のサービスや手続きにスムーズにつながられるよう福祉相談員を配置し、各種の相談に応じます。また、認定結果や事業者に対する苦情等についても各種相談と同じように受け付け、迅速かつ的確に対応できる体制づくりに努めます。

さらに、老朽化した老人福祉センターの新設と地域における保健・福祉サービスの計画的・一体的提供や、様々な相談に対応できるよう、介護・在宅福祉・保健などの機能を併せもつ（仮称）総合福祉センターの整備や役場・保健センター・在宅介護支援センターなどの連携強化のためのIT化の検討も進めます。

⑤関係機関との連携強化

老人保健福祉計画を円滑に進めていくため、また、高齢者にとって暮らしやすいまちづくりを推進していくためには、役場内各部署が連携し、総合的に事業に取り組んでいくことが必要です。保健・医療・福祉関係部署が相互に連携し、情報を共有しながらサービスを調整することで、最善のサービス提供体制づくりに努めます。また、行政だけでなく、社会福祉協議会をはじめ町内各種団体との連携も欠かせません。そこで、必要に応じて、お互いのサービスの提供や助言・情報が得られる体制を整えていく必要があります。

在宅介護支援センターや保健センターの実態把握や健診情報などの活用が図られてなく、その結果、事業の計画から実施、評価までの一貫した管理が行われにくくなっています。

そこで、各種の保健情報や実態把握情報の収集・整理を進め、その活用を図っていく必要があります。平成15年度から福祉・保健情報システムの開発を進め、住民に対して、よりきめ細かなサービス提供ができるシステムの構築により、関係機関の連携強化を図ります。

4. 高齢者の積極的な社会参加

高齢者がいつまでも元気で生きがいのある暮らしを送るためには、生涯学習やスポーツ活動又は趣味活動に参加するとともに、豊かな知識・経験・能力を活かし、地域社会の一員として活躍できるよう支援することが必要です。

そのため、高齢者の就業機会をさらに充実させていくとともに、地域の一員としての役割を持ち、豊かな経験・知識・能力を活かし、地域社会の主役として活躍できるよう支援します。また、老人福祉センターの活用や老人クラブなどの団体活動への支援により、高齢者の積極的な社会参加と交流を推進します。

①健康のためのふれあいネットワークの充実

高齢者等の健康・生きがいづくりや自立生活を支援していくためには、保健・医療・福祉サービスがいつでもどこでも総合的に提供できることが必要です。また、必要な人に必要な情報を的確に提供できる体制を整備することも重要です。

このため、サービス情報のネットワークの整備を推進するとともに、住民が広報誌やチラシ等を活用して情報を共有できるようふれあいネットワークの充実を図ります。

そこで、高齢者が生き生きと活動できるようにするための「ミニ地域ネットワーク」を築く必要があり、今後は行政などによるケアだけでなく、高齢者自身も地域社会においてその役割の一翼を担うとともに、地域づくりにおいてもコミュニケーションや生きがい活動が育つような取り組みを進めます。このネットワークには、老人クラブや民生委員、自治会員、女性団体、健康づくり団体、ボランティアなどが関わるものと考え、主な活動として、一人暮らしなどの高齢者に対する日常的な声かけ運動など地域が主体となった独自の活動を推進します。

②就業の推進、支援

就業を通じて社会参加を希望する高齢者の機会確保のために、シルバー人材センターの運営を支援し、訪問介護員養成講座やIT講習会などの実施により高齢者の職域拡大や能力開発を支援するとともに、就労機会についての情報提供に努めます。

また、老人福祉センターを高齢者の生きがい活動や社会参加を支援するための拠点とし、たくさん的高齢者に利用してもらえるように努めるとともに、（仮称）総合福祉センターの整備により、新しい世代の高齢者が参加しやすい新たな事業の展開を図ります。

③生きがいや交流の場の確保

保健福祉と生涯学習などとの連携を深めながら、趣味・文化・教養・スポーツ活動等多様な地域活動、学習活動の機会と場の提供に努めます。また、小中学生などとの世代間交流の場を設けるなど高齢者の社会参加を促進するなど交流機会の充実と場の提供を図ります。

また、高齢者の生きがいや活動提供の主体として、（仮称）総合福祉センターの整備を進め、各種研修会、レクリエーションの便宜の供与の場等としての複合的活用の拡大を図り、施設の内容・設備の充実に努めます。

④生涯学習・スポーツ活動の推進

高齢者の健康づくりの推進や、学習機会の充実などを通じた高齢者相互の世代間の交流促進を図り、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、家庭や住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことのできる環境づくりに取り組む必要があります。

そのため、多様化する高齢者の学習ニーズに対応するため、生涯学習や長寿大学等の充実に努めるとともに、学習情報の提供など学習環境の整備に努めます。また、世代間交流やいきいき農園等開設など教育委員会や農林担当部署や観光・公園担当部署などが連携し、数多くの学習機会の提供に努めます。また、老人クラブを中心とするいきいきサロンやボランティア、軽スポーツなどの普及を図り、「健康づくり大会」や生涯学習推進大会などでの発表・展示を通じ若い者の世話にはならない意識を持ちながらいつまでも生きがいをもって生活できるよう支援を行っていきます。

⑤防犯・防災対策の推進

高齢者のみの世帯や家族がいても昼間一人になってしまう高齢者が、地域の中で孤立しないで安心して暮らせるよう、地域住民が主体となった「見守り活動」の構築を目指します。また、民生委員や在宅福祉アドバイザー、老人クラブなどの協力をいただきながら、定期的な見守り活動を今後も推進します。さらに郵便外務員による見守りなども提携に向けて検討し、消防団や自治公民館長などの協力、さらには高齢者自らで組織化を図り、相互に声かけを実施するなど地域全体での支え合いのまちづくりを目指します。さらに、住民による自主防災組織の形成や協力体制に向け、関係部署との連携を図り、防災知識の普及や地域ぐるみの防災活動を促進します。また、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の緊急時の対応のための消防署との連携による救命・救急の指導者研修を実施したり、老人クラブなどにおける交通安全教室の開催など、高齢者の防犯・防災の充実に努めます。

第2章 目標実現の方法

1. 委員会の設置等

老人保健福祉計画・介護保険事業計画は、5ヶ年間の計画ですが、3年ごとに見直しが行われます。

これらの計画の実施状況について、どのように進捗しているかのチェックを行い、次期計画作成のための意見を聴くため、事業計画策定に係る委員会を設置します。

2. 介護保険サービスの情報提供

現在、総合在宅介護支援センターの窓口に、町内及び近隣市町村に所在する、サービス提供事業者の一覧表を備え付けています。実務的には、要介護者がケアマネージャーと相談しつつ、サービス提供事業者を選択することが多いと考えられますが、事業者の各種情報を的確に掴み、利用者の問い合わせ等に対応できることが大切となります。

3. 介護保険サービス事業者及び介護支援専門員の確保

既存の介護保険サービス事業者の育成を図る一方、必要なサービス部門については、積極的に民間及び法人等の事業参入を促していきます。

また、介護支援専門員の確保については、保健師、看護師、栄養士等の受験資格があるものに対して、独自の養成支援を行うとともに、広く住民及び関係事業者等に対して資格取得について働きかけていきます。

なお、各事業者は介護支援専門員を確保するだけでは十分とはいえず、養成と運用の様々な責任を持つことから、提供体制の監視及びチェック機能を含めた体制の整備も必要です。

4. ボランティアの確保と組織化

社会福祉協議会、地域老人クラブ、女性団体等の自主的な地域活動は、地域の介護を支え、地域福祉の土壌を育む大きな力となることから、介護保険サービスで対応出来ない部分をカバーしたり、サービス受給者を日常生活面で支えるなどボランティアの果たす役割は大きいものがあります。

今後においても、各種団体の活動支援を積極的に行うとともにボランティア組織のネット化を図るなど地域ボランティア団体の育成強化に努めます。

また、将来的には、有償ボランティアの位置付けを考慮し、NPO組織の導入や育成に対する姿勢も問われることとなりますから、これらを総合的に踏まえて組織化活動を推進していきます。

5. 他組織等との連携

各組織間の連携がスムーズに運営されることがより重要となります。地域を支えることがより重要となります。地域を支える各組織・団体あるいは個人等える各組織との連携をより深め、地域福祉の増進に努めます。

6. 制度の啓発等広報活動

介護保険制度については、制度発足時点から各地区において説明会を行い、併せて、その後も広報誌を中心に啓発活動を行ってきました。

ただ、制度が開始されて間もないこともあり、本制度の内容を詳しく理解している人は少なく、疑問・不明点を持つ人も少なくありません。

また、老人保健・福祉サービスについても、同様のことが言えるようです。

これらのサービスを使う・使わないは別にして、知っているだけでも生活の幅が広がったり、知らない方への情報提供もできます。介護保険や老人保健福祉サービスを上手に利用し、介護者の負担や健康づくりのために一層の広報・啓発活動に努めます。

佐多町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画抜粋

第2章 老人保健福祉サービスの提供目標、考え方

はじめに、平成15年度から19年度の期間で提供するサービスの目標設定に際し、基本的な理念や優先事業、重点事業等について記載します。

在宅福祉サービス

生活支援・介護予防事業は、介護保険法の趣旨から、高齢者ができる限り寝たきりなどの介護状態に陥ったり、状態がさらに悪化することがないようにすること（介護予防）や、自立した生活を確保するために必要な支援（生活支援）を行っていきます。また、介護保険の対象にならないサービスの実施はもちろん、要介護認定で制度の対象外となる在宅の高齢者に対しても必要な支援を行い、安心して生活を送れるよう努めます。

生きがい対策事業としては、高齢者の誰もが、人生を生き生きと潤いのあるものにし、それぞれの生活の質を高めていくため、スポーツ活動や趣味活動を取り入れながら、ボランティアへの参加の促進など、「社会参加と生きがいづくり」を推進していきます。

地域ケア対策事業

地域ケア対策としては、総合的な介護サービスを提供する拠点の整備が必要となりますが、ここでは主に日常の生活圏に近い所で保健・医療・福祉の在宅介護サービス提供窓口として相談・指導にあたるとともに、多様なニーズに応じて各種サービスを調整し、総合的に供給することができる体制として、町民課及び在宅介護支援センターを中心とした体制整備を図ります。

施設サービス

現在は、養護老人ホームの待機者はおりませんが、今後後期高齢者が大幅な増加が予想されますので、入所希望等の要望に対応できるよう取り組みを強化します。

また、特別養護老人ホームについては、平成15年度で10床の増床を計画し、介護者の負担軽減を図ります。

老人保健サービス

老人保健サービスでは疾病（特に生活習慣病）の予防と、寝たきりなどの介護状態になることの予防を通じ、「健康日本21計画」の目標である健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標としています。

生活習慣病の予防については、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧、高脂血症を重点的に対策を講じることが必要な疾患と位置付け、これら重点対象疾患を予防する観点から、壮年期以降における食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善への取り組みを強化します。

(1) 在宅福祉サービス

① 在宅高齢者福祉事業の主なサービス

主なサービスの全体的目標値について記載します。

在宅高齢者福祉サービス事業の実施予定 ()は延利用者

在宅福祉サービス名	業 務 内 容	平成15年度 利用予定	平成19年度 利用予定
1 高齢者日常生活用具給付・貸与事業	高齢者に日常生活用具を給付・貸与することにより日常生活の便宜を図ります。		
	(給付) 火災報知器	10 (167)	10 (207)
	自動消火器	5 (8)	20 (73)
	電磁調理器	5 (8)	10 (48)
	(貸与) 老人用電話	14	18
	特殊寝台	28	22
	エアーマット	16	16
	車いす	9	7
2 高齢者訪問給食サービス事業	夕食を提供し高齢者等の自立した生活の維持や安否の確認を行います。	30 (7,500)	38 (9,500)
3 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	寝具類の衛生管理が困難な者に対し、寝具類の水洗い及び乾燥消毒のサービスを行い、福祉の増進を図ります。	33	38
4 介護予防等事業 (B型機能訓練)	介護状態への進行を予防するため、介護予防や食生活改善のための教室等を実施します。	40 (480)	80 (960)
5 住宅改修支援事業	高齢者向けに居宅等の改良を希望する者に対して、住宅改修に関する相談・助言・プラン作成を行います。	15	19
6 家族介護支援事業 (紙おむつ支給)	老衰・心身の障害・疾病等のために常時臥床している65歳以上で必要としている者に対し支給し福祉の増進を図ります。	33	49
7 家族介護慰労事業	高齢者を介護している家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに要介護高齢者の在宅生活の維持及び向上を図ります。	1	3
8 緊急通報体制整備事業	ひとり暮らし高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害などの緊急時に適切に対応できるように整備します。	7 (17)	15 (65)

在宅福祉サービス名	業 務 内 容	平成11年度 利用状況	平成12年度 利用状況
9 はり・きゅう施術 助成事業	施術料の補助を行うことにより、福祉の増進を図ります。	260 (2,600)	300 (3,000)
10 老人茶菓等サービス事業	高齢者に対し茶菓等を配布することにより、安否の確認と孤独感の解消を図ります。	500 (3,000)	540 (3,240)
11 町民福祉手当支給事業	身体上および精神上に著しい障害があるため、常時寝たきり状態にある要介護者を6ヶ月以上介護している者を支援します。	22	30
12 デイサービス利用助成事業	通所により各種サービスを提供することで社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ります。	15 (1,080)	25 (1,800)

(2) 介護保険外の主な在宅福祉サービス

① (介護保険外の) 生活支援型ホームヘルプサービス

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の独り暮らし老人の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。

これらの事業の実施にあたっては、ホームヘルパーをはじめ、必要とされる生活援助内容に応じ必要な知識経験を有する者を派遣し対応します。

- ・外出時の援助 (例：外出・散歩などの付き添い、運転の代行など)
- ・食事・食材の確保 (例：宅配の手配、買い物等)
- ・寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物等の搬出入
- ・家周りの簡易な手入れ作業 (例：庭、生垣、庭木等の手入れなど)
- ・家屋内の整理・整頓
- ・多少目が不自由な方に対するサービス (例：朗読、代筆など)
- ・その他 (台風など自然災害への防備等)

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	5	20	佐多町社会福祉協議会
内自立判定者見込み	5	20	
一人当たり月平均利用回数	5	5	
年間延べ利用回数	300	1,200	

目標量算出根拠

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度3人の増加を見込む
- ・虚弱老人 平成15年度は5人を見込む
- ・利用回数 一人当たり月平均5～6回

② 生きがい対応型デイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に対して、特別養護老人ホームにおいて、日常動作訓練から趣味活動（生きがい活動）等の各種サービスを提供し、お年寄りの社会的孤立の解消や、心身機能の維持向上を図り、且つ、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

《実施の方法及び事業内容》

特別養護老人ホームで、要介護認定における自立判定者や虚弱老人等を対象に、介護予防を中心とした生きがい対応型デイサービスを実施します。

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	55	65	社会福祉法人望洋会
内自立判定者見込み	55	65	
一人当たり月平均利用回数	5	7	
年間延べ利用回数	2,480	5,850	

目標量算出根拠

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度3人の増加を見込む
- ・虚弱老人 平成15年度は55人を見込む
- ・利用回数 一人当たり月平均7回

③ (介護保険外の)生活指導型ショートステイ

基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、いわゆる社会的孤立者に対し、施設への短期間の宿泊により日常生活に対する指導、援助を行い、要介護状態への進行を予防します。

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	7	20	社会福祉法人 望洋会
内自立判定者見込み	7	20	
一人当たり月平均利用回数	1	1	
年間延べ利用回数	49	140	

目標量算出根拠

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度3人の増加を見込む
- ・虚弱老人 平成15年度は7人を見込む
- ・利用回数 一人当たり年7日

④ (介護保険外の)生活支援移送サービス

送迎用車両により、生きがい対応型デイサービスと生活指導型ショートステイ事業を実施する施設と利用者の居宅との間を送迎し、在宅高齢者の自立した生活を支援します。

実施目標	平成15年度	平成19年度	主なサービス提供事業者
年間実利用者数	60	70	社会福祉法人 望洋会
内自立判定者見込み	60	70	
一人当たり月平均利用回数	1	1	
年間延べ利用回数	6,974	11,800	

目標量算出根拠

- ・平成19年度目標数の設定は、各年度3人の増加を見込む
- ・虚弱老人 平成15年度は60人を見込む
- ・利用回数 一人当たり月平均14回

⑤ 介護保険制度実施に伴う特別対策事業

訪問介護低所得利用者負担対策事業

現在ホームヘルプサービスを受けている高齢者のうち、介護保険対象者で低所得者（生計中心者が、所得税非課税且つ、法施行時にホームヘルプサービスを利用している者）に対して、介護保険制度施行によるサービス利用環境の激変を緩和するために、経過的に利用者負担の軽減を図っています。

○利用者負担の実施状況

実施目標	平成15年	平成16年
年間実利用者数	37	37

⑥ 入所・通所措置事業

（経過措置として従来の措置制度を行うものです。）

65歳以上で緊急措置が必要な者（いわゆる身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むことに支障がある者）で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護（ホームヘルプ）及び通所介護（デイサービス）を利用することが著しく困難であると認める者に対し、職権を持って介護サービスの提供に結びつくよう措置を講ずるものです。

通所（デイサービス）やホームヘルパーについては、職権にてサービス提供の決定判断をします。

また、入所措置については、次の事業があります。

「要援護老人福祉施設入所措置事業」

65歳以上の高齢者で、身体上、精神上、または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業です。

「緊急介護老人福祉施設措置事業」

やむを得ない事由により事業者との契約による介護サービスの利用やその前段となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し職権をもって介護サービスの提供に結びつける事業です。

「緊急老人短期入所介護施設措置事業」

上記の者に対し、特別養護老人ホームへ短期入所措置を講ずる事業です。

(3) 生きがい対策事業

高齢者生きがい活動の中心となる団体として、老人クラブは重要な役割を果たしています。これら老人クラブが主体的に取り組む地域ボランティア活動や交流会、研修会などの活動費用に対し、補助することにより、地域における生きがい支援活動を支えます。

目標

現在、老人クラブ数は、19団体となっています。今後もクラブの加入促進に努めます。

(4) 地域ケア対策事業

町民課及び在宅介護支援センターで、総合的な相談を行い地域ケア会議を中心に在宅サービスの調整機能を果たします。

また、自立と判定された高齢者や虚弱老人にかかる介護予防や生活支援サービスのケアプラン作成についても、在宅介護支援センターがその中心的役割を果たすこととなります。

(5) 施設サービス

身体上や経済的理由により、居宅での養護が困難な65歳以上の高齢者を入所させ養護することで、入所者が安定した生活を送ることにより福祉の向上を図ります。

実施目標	平成15年度	平成19年度
年間実利用者数	5人	9人

2. 介護保険の目標

真に介護が必要な方が、必要なだけのサービスを受けられるように！！！！

- ①公平な要介護認定を受けられる。
- ②町内特養の施設整備を図ることで、真に必要な方が入所できる。
- ③入所者以外の在宅者が必要な在宅サービスを利用しながら日常生活を営めるようにする。

本町は様々な在宅サービスを利用している現状がありますが、町内既存のサービス事業所にその多くを依存しています。また、在宅サービス利用者のうち4割の方々は、町内唯一の特別養護老人ホームへの入所申し込みをしており、その中には老々介護の理由から短期入所生活介護に頼らざるを得ない待機者もいます。このような状況と平成15年4月からの施設優先入所制度を受けて、真に必要な待機者に入所していただくよう努めていきます。

入所できなかった待機者においても必要なだけの在宅サービスを利用できるように、十分な情報提供と説明を実施していきます。

町内の介護を必要としている方を把握するために、住民・住民組織・在宅介護支援センター等による対象者の掘り起こしをしていく必要があります。また、把握された対象者が、真に介護が必要かどうかの見極めは、中立・公平・公正な視点での認定調査により判断されるよう努めていきます。

これらをスムーズに運営していくためには、行政・居宅介護支援事業所・サービス事業所・医療機関等が連携していかなければなりません。

2. 介護予防

高齢者が家庭や住み慣れた地域社会の中で、健康で生きがいのある自立した生活を営むために、介護保険法の本質でもある介護予防への取り組みについて、町民・保健課及び、在宅介護支援センターを中心に、保健・医療・福祉との連携を図りながら、老人保健福祉計画に具体的な事業を盛り込み、積極的に取り組んでいきます。

3. 地域リハビリテーション

居宅要援護高齢者が、居宅において心身の維持回復を図り、日常生活の自立を支援するために理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションについて、今後関係医療機関等における事業参入を積極的に促します。

4. 地域ケア体制

地域に密着したきめこまかな高齢者の介護予防、介護保険サービスを支援するため、地域の一般住民の援護活動が重要になります。

このため、町民課と在宅介護支援センターを中心に、社会福祉協議会(ボランティア)、民生児童委員、各種団体、要援護高齢者の隣近所の方等のネットワークづくりを促進し、身近な福祉ニーズ等の情報収集及び、地域ケア体制の育成強化を図っていきます。

5. 高齢者活動支援等

住民ボランティアによる自主的な高齢者活動支援等は、介護保険サービス受給者を精神面で支援したり、介護保険サービスを補完するものとして、地域における福祉サービスを育む大きな力となることから、ボランティア活動を積極的に支援していきます。

第2章 目標実現の方法

① 共通戦略

1. 要援護者の実態把握

- ・地域住民、区長、民生委員、在宅福祉アドバイザー及び老人クラブ等からの情報提供により、該当者の把握に努めます。

2. 相談窓口の明確化

- ・相談窓口を明確にすることで、情報を把握し迅速に対応します。

3. 各種サービスに関する情報提供

- ・介護、老人保健、福祉の情報が掲載された町独自のパンフレットを作成します。
- ・必要に応じて相談者にはパンフレットを配布し、要援護者や家族への情報提供をします。
- ・町広報誌等による情報提供も随時行います。

4. 委員会の設置

- ・住民の声を反映させることを目的として、策定委員会を必要に応じ実施していきます。

② 老人保健福祉サービスの戦略

1. 介護予防の推進

- ・生きがいづくりのためのB型機能訓練の拡充及び、生きがい対応型デイサービス、生活支援型ホームヘルプサービス等を提供していきます。
- ・疾病予防のための健康教育、健康相談の充実を図り、健康づくりを推進していきます。
- ・疾病の早期発見、早期治療のために検（健）診の推進を図ります。
- ・家庭訪問や個別健康教育による個々に応じたサービスを提供します。

2. 地域ネットワークの整備

- ・地域ネットワークの体制整備に努めます。

3. 安心して生活できる環境整備

- ・在宅で安心して生活できるように、緊急通報装置、火災報知器、電磁調理器、自動消火器の設置増に努めます。

4. 介護者への支援

- ・家庭訪問をし、介護者の健康状態の把握及び相談を行います。

5. 人材の活用

- ・食生活改善推進員と運動普及推進員による健康づくりのアドバイスを提供していきます。